

もくじ

はじめに

がん情報を探す10個のポイント	3
担当医に聞いておきたいことの例	4
地域のがん診療連携の仕組みを知っておく	5

第1部

がんと診断されてから治療が始まるまで

(治療選択に必要な情報を掲載しています)

1. がんと診断を告げられたとき	9
2. 診断の結果を上手に受け止めるには	9
3. がんと診断されたらまず行うこと	9
4. がんと言われたあなたの心に起ること	10
5. 家族ががんになったとき	12
6. 患者さんを支えるご家族のための6か条	14
7. 患者さんと話をするときの3原則	16

第2部

治療や療養生活を考えていく

(相談支援センターや患者会の情報を掲載しています)

1. 情報を集めましょう	19
2. 治療法を考える	19
3. がん相談支援センターにご相談下さい	20
(医療機関および相談支援センター情報ほか)	24
4. セカンドオピニオンを活用する	28
5. 患者同士の支え合いの場を利用しよう	30
(患者会の情報)	31

第3部

治療費の負担を軽くする保険や 各種制度について

1. 高額な医療費の負担を減らしたい
 1. 高額療養費制度：70歳未満 …………… 35
 2. 高額療養費の現物給付化：70歳未満 …………… 37
 3. 高額療養費制度：70歳以上 …………… 38
 4. 高額療養費の現物給付化：70歳以上 …………… 39
 5. 高額医療・高額介護合算制度 …………… 40
 6. 小児慢性特定疾病医療費助成制度 …………… 42
2. 経済的（生活費の助成等）負担を減らしたい
 1. 傷病手当金 …………… 46
 2. 年金などからの支給（障害年金） …………… 51
 3. 生活保護 …………… 52
 4. 治療を受けながら働きたい …………… 53

第4部

自分らしい療養生活を送るために

（各種制度の相談・手続き窓口や関係機関について）

1. 療養生活を支える仕組みを知る …………… 55
2. 医療機関の役割分担と地域連携 …………… 56
3. 在宅医療、在宅での療養生活を支える仕組み …… 56
4. 介護認定の申請から利用まで（各サービス内容） …… 62
5. 限られた時間を自分らしく生きる …………… 67
6. がん情報に関する冊子のご案内 …………… 69

がん情報を探す10個のポイント

1. 情報は“力” あなたの療養を左右することがあります。
2. あなたにとって、いま必要な情報は何か、考えてみましょう。
3. あなたの情報を一番多く持っているのは担当医、よく話してみましょう。
4. 別の医師の意見を聞く「セカンドオピニオン」を活用しましょう。
5. 医師以外の医療スタッフにも相談してみましょう。
6. がん診療連携拠点病院などのがん相談支援センターなど質問できる窓口を利用しましょう。
7. インターネットを活用しましょう。
8. 手に入れた情報が本当に正しいかどうか、考えてみましょう。
9. 健康食品や補完代替療法は利用する前によく考えましょう。
10. 得られた情報をもとに行動する前に、周囲の意見を聞きましょう。

現在、インターネットをはじめとして、がんに関する情報があふれています。中には、個人の限られた体験に基づくものや、間違った情報もあります。多くの情報にふりまわされず、「信頼できる」情報を集めることが大切です。

担当医に聞いておきたいことの例

- 何という、がんですか。
- がんとわかった検査の結果を教えてください。
その診断はもう確定しているのでしょうか。
それともまだ疑いがあるという段階なののでしょうか。
- がんはどこにあって、どの程度広がっていますか。
- ほかにどんな検査が必要ですか。その検査は痛い、つらいですか。
- 今後どんな症状が起こる可能性がありますか。
私が受けることのできる治療には、どのようなものがありますか。
- どのような治療を勧めますか、ほかの治療法はありますか。
その治療を勧める理由を教えてください。
- その治療を選んだときの期待できる効果は何ですか
(生存期間や生活の質、苦痛の軽減など)。
- その治療を選んだときに起こりうる合併症、副作用、
後遺症はどのようなものがありますか。
それに対する治療や対処法はありますか。
- 治療の方法を教えてください(回数、頻度、期間、場所、費用など)。
治療前に準備しておくことはありますか。
- 今までどおりの生活を続けることはできますか
(食事、仕事、家事、運動、性生活などへの影響はありますか)。
普段の生活や食事のことで気を付けておくことはありますか。

地域のがん診療連携の仕組みを知っておく

各都道府県において、「質の高いがん医療」を提供することを目指し、都道府県による推薦をもとに、厚生労働大臣が全国のがん診療連携拠点病院を指定しています。がん診療連携拠点病院は、2次医療圏単位や都道府県単位などの地域のがん医療の拠点となっており、相談支援センターなどを通じて、がんに関する多くの情報を集めて地域のがんの患者さんやご家族、地域の医療施設などに提供しています。

がん診療連携拠点病院

国は、診療機能などの一定の要件を満たした医療機関を「がん診療連携拠点病院」として、二次保健医療圏に1か所を目安に指定し、あなたが身近な地域で質の高いがん医療を受けられるようにしています。

がん診療指定病院

鹿児島県では、がん診療連携拠点病院に準じるがん診療を行っている病院を「がん診療指定病院」に指定しています。

特定領域がん診療連携拠点病院

特定のがん種について、都道府県内で最も多くの診療実績があり、都道府県内で拠点的役割を果たす病院として、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院です。

地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院が無い地域（2次医療圏）に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院です。基本的に隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定され、拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担っています。

小児がん拠点病院

国は、地域における小児がん医療および支援を提供する中心施設として「小児がん拠点病院」を指定しています。鹿児島県には指定を受けた医療機関はありませんが、福岡県に指定を受けた病院があります。

※鹿児島県内の各医療機関名は、第2部治療や療養生活を考えていく（P27～P30）をご参照下さい。

